

米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和6年4月号）

近年の米の消費動向

①主食用米の需要量の推移

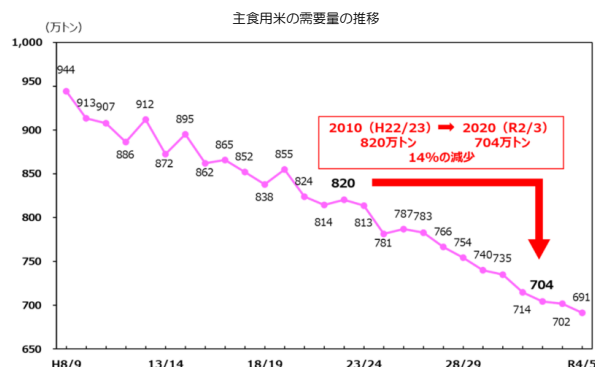
<概要>

主食用米の需要量は、長期的に減少傾向にある。特に近年は減少率が大きくなっており、年間約10万トンの減少がみられる。

<背景>

この推移には、人口の減少が関係している。

主食用米の需要量の算出方法は、「（過去からのトレンドに基づき推計した1人・1年当たり消費量）×（人口）」であるため、近年の1人・1年当たり消費量の減少度合いは緩やかであるが、人口減少の効果が加わることで需要量の減少が急になっている。



②年齢階級別の米・米加工品の1人・1日当たり摂取量

<概要>

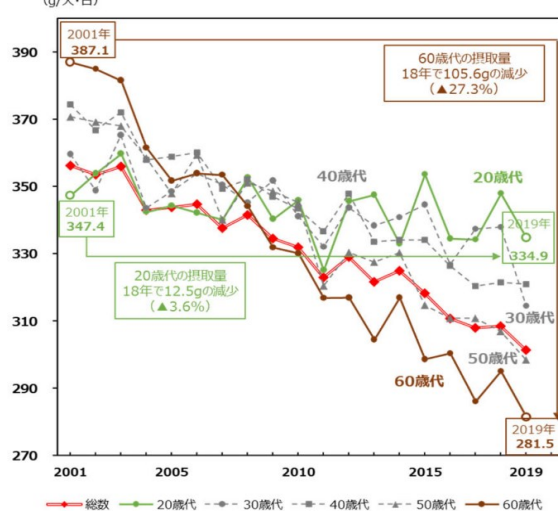
米・米加工品の1人・1日当たり摂取量について、年齢階級別の推移を見ると、近年は若年層より高齢層で米の消費減に拍車がかかっている傾向がうかがわれる。

<背景>

高齢層の消費減には簡便志向による中食消費の拡大が関係していると考えられる。

「世帯主の年齢階級別の『他のパン』及び『調理パン』の年間支出金額（二人以上の世帯）」の調査では、29歳以下の支出金額の増加割合が小さい一方で、60歳代の支出金額は一貫して増加傾向にある。さらに、「60歳代の主食の年間支出金額（二人以上の世帯）」の調査では、「米」の購入が大きく減少する一方で、「他のパン、調理パン」への支出が増加している。

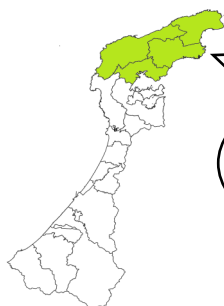
年齢階級別の米・米加工品の1人・1日当たり摂取量



※<背景>で言及した調査の詳細は、[米に関するマンスリーレポート（全国版）](#)の特集ページをご参照ください。

出典：厚生労働省「国民健康・栄養調査」
注：青柳新渥大学名誉教授の成果を参照し、農林水産省で作成

令和6年能登半島地震に関する情報



春の作付見込み

石川県は4月16日に、奥能登2市2町（輪島市・珠洲市・穴水町・能登町）の春の作付見込みを発表しました。

水稻の作付面積は、前年の6割程度である約1,600ha（R6.4月中の用水路等の復旧見込みを含む）、野菜の作付面積は前年の5割程度である約35haとなる見込みであるとしています。

北陸農政局においては、引き続きでき得る限り多くの農地で農作物が作付されるよう支援していきます。

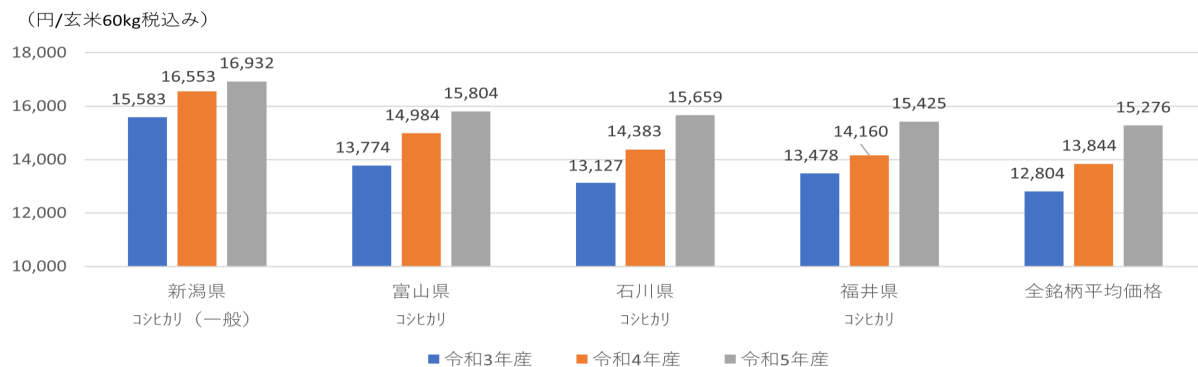
令和6年2月19日より、営農再開に向けた相談窓口も開設しております。お気軽にご相談ください。

相談窓口の詳細は[こちら](#)（ クリック）、または右記二次元コードからご覧ください



1 米の相対取引価格

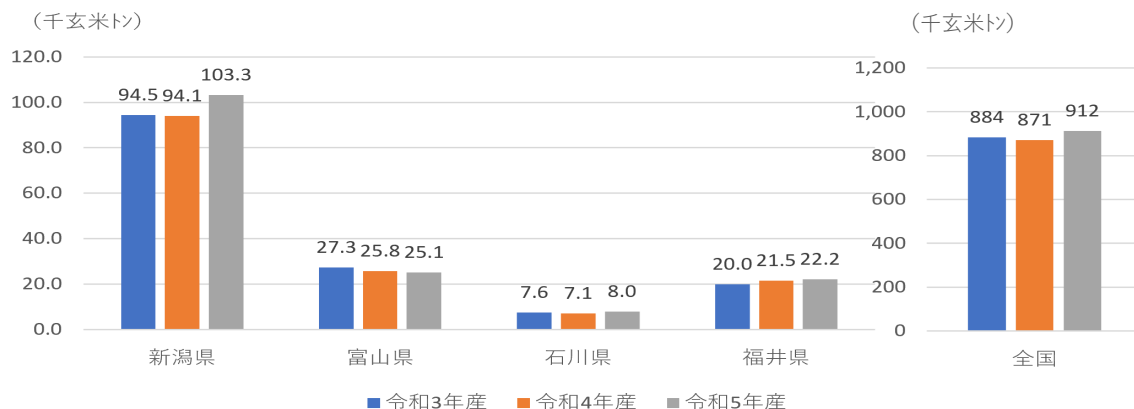
令和3年産及び、令和4年産は出回りから翌年10月まで、
令和5年産は出回りから令和6年2月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年産は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

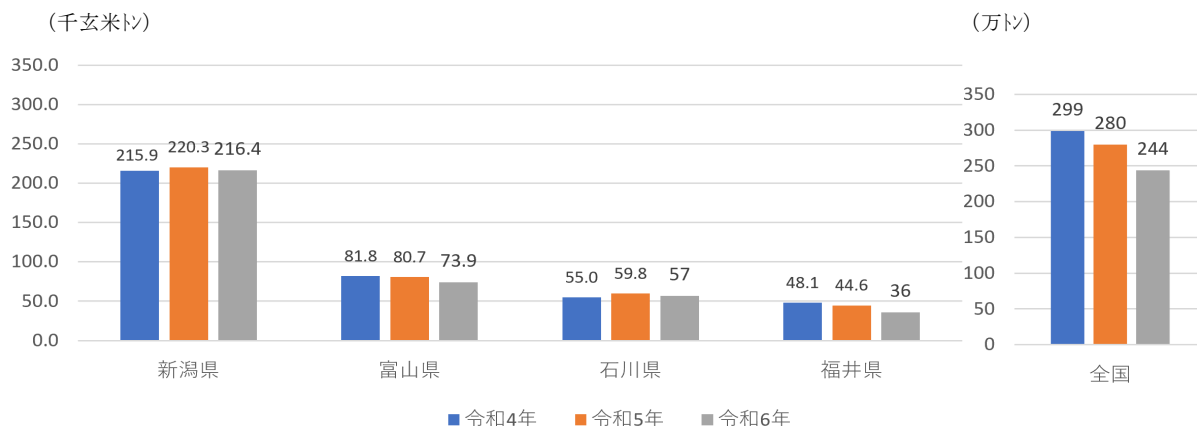
2 米の産地別販売状況（2月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（2月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→

<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>

農林水産省 北陸農政局

